

要 望 書

いじめ防止対策推進法の今後のご検討に際して

平成28年2月

平素は、大津市政の推進に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、平成23年10月にいじめを受けた市立中学校の生徒が自ら命を絶たれるという痛ましい事件が起こり、本市においては、このような痛ましい事件を二度と起こさないよう、全力を挙げていじめの防止に取り組んでまいりました。

しかし、いじめ対策に終わりはありません。本市のいじめ自死事案の遺族との和解の中の裁判所の判断として、「いじめを受けた児童及び生徒の自死が生じうることを予見することができる状況にあったというべきである。」という一文があります。

いじめは死につながる。

私たちは、このことをもう一度心に刻み、亡くなった中学生の無念さやつらさを忘れず、これまでの取り組みを更に進めていかなければなりません。二度と悲しい事件が起きることがないように、真摯な反省の上に、この歩みを止めてはなりません。

国におかれましても、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法（以下「法」といいます。）により、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定め、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進されているところがございますが、いまだに全国各地でいじめを受けたことにより命を絶つ子どもたちは後を絶たず、多くのいじめに苦しむ子どもたちがいるという現状が存在します。

法の附則においては、施行後三年を目途として、法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされております。

つきましては、法の今後のご検討に際して、平成25年6月に法の提出議員あてに本市がご意見を申し上げた事項及び平成27年3月に

貴省大臣あて要望等させていただいた事項と、本市のいじめ自死事案の遺族からの要望等を考慮いただきたく、別紙の項目について要望等（添付資料1）させていただきますので、特段のご配慮をお願い申し上げます。

併せて、平成27年8月に本市から要望させていただいたいじめ対策担当教員の専任配置に係る財政的支援につきましても、格別のご配慮を賜りますとともに、当該教員の専任配置について、今後の教員政策のご検討の参考にしていただけますと幸甚でございます。

また、いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」といいます。）ではいじめの被害者への情報提供の範囲は定められておりませんが、本市のいじめ自死事案では十分な開示ができなかった反省に立ち、市では去る11月26日に「重大事案に関するアンケート調査結果等の公表基準」（添付資料2）を策定し、いじめにより子どもに心身に重大な被害が生じた場合などに学校が児童生徒に行うアンケートについて、その結果を被害者側等に伝える基準を示しました。遺族や被害者の意向に沿った対応をし、被害者の知る権利を確立するため、国の基本方針等において、遺族の知る権利の重要性を明記し、アンケートの開示を含む遺族に対する積極的な情報開示、並びに事実解明及び検証過程への遺族への参加についてお示しいただきますよう、ご検討をお願いします。

さらに、法第28条第1項において、重大事態となった際に、速やかにその事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するための調査機関（組織）を設けなければならないとされています。しかし、現実には重大事態が起きてから急遽附属機関を立ち上げることが困難となっており、地方公共団体によっては2～3か月経っても調査機関が設置されない場合もあります。そうしたことを踏まえ、今般、本市及び

本市いじめ自死事案の遺族が調査機関の設置に係るモデル案とその解説（添付資料3）を作成しましたので、国の基本方針の別紙に添付していただくなどして、重大事態が発生した際に速やかに調査を行うことができるよう、併せてご検討をお願いします。

平成28年2月17日

文部科学大臣 馳 浩 様

大津市長 越 直 美

遺 族